

広陵町訓令乙第2号

各部課（かい）長

平成28年度の予算編成について、次のとおり令達する。

平成27年10月29日

広陵町長 山村吉由

現時点では、国の「平成28年度予算編成方針」及び「平成28年度地方財政計画」は未定ではあるが、現下の社会経済情勢を鑑みたとき、概ね次のような状況と判断される。

（国の動向及び地方財政）

平成27年10月の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、穏やかな回復基調が続いている。」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで各種政策の効果もあって、穏やかに回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」としている。

このような中、国においては東日本大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行するとしている。

また、国においては、「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議了解し、この中で「歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成27年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としており、「義務的経費については、前年度当初予算における各種経費の合計額に相当する範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。」としている。

(本町の財政状況と見通し)

一方、平成26年度決算における本町の財政状況は、町税収入の伸びは前年度からほぼ横ばいであったが、地方交付税は税率改正により増となった地方消費税交付金の影響などもあり減額となっている。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.6%と、前年度より5.4ポイント悪化しており、一層の財政の硬直化が進んでいる。地方債については、繰上償還あるいは低利な地方債に借換等を行い将来負担の軽減に努めてきたところであるが、平成26年度末における地方債残高は、普通会計約109億円、独立行政法人都市再生機構等に対する債務負担行為額は、約4億2千万円と、いまだ将来にわたり多額の債務を抱えている状況である。

このような中、平成28年度の財政見通しについては、歳入では町税の大幅な伸びは見込めず、また、地方消費税交付金については税率引き上げの延期により更なる増額は見込めない。一方、歳出では公債費はもとより、少子高齢化対策に伴う社会保障関連経費の増加は避けられない状況であり、所要の一般財源の増加傾向は続くものと見込まれる。

(予算編成)

これらのことから、平成28年度の予算編成に当たっては、多額の財源不足が生じることが見込まれるため、職員一人ひとりが厳しい財政状

況であることを認識し、財源不足の解消に向けて主体的に取り組まなければならない。先例や慣例にとらわれず、事業の必要性を見直すとともに、より一層、質の高い行政サービスの提供とコスト意識の向上により効率的な行政経営を図らきたい。

また、平成28年度は「第4次広陵町総合計画」の前期計画の最終年度を迎えることから、基本構想に定めた政策目標の達成のため、主要施策の着実な推進を図るとともに、現在策定を進めている「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、地域の課題解決に向けた重点施策に取り組んでいく必要がある。

これらに加えて、認定子ども園の建設、小・中学校の大規模改修、防災・減災対策の強化など、本町が取り組むべき喫緊の課題は山積しており、一層の財源確保のために経常経費や既存の事業を大胆に見直すことを進めていかなければならない。

こうした観点に立って、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しながら、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう予算編成に当たられたい。

## 1 一般的事項

国の予算、地方財政計画等が決定していないため、原則として、現行財政制度に基づき年間予算を編成すること。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係経費等緊急なもの及び当初予算編成の段階で特に協議したもの等、真にやむを得ないものについてのみ行い、一般的な補正は行わない。

- (1) 経常経費の要求額については、平成27年度当初予算額のマイナス10%を上限とすること。経費の内容を十分検討し、創意工夫による経費節減に努め、予算要求すること。

(2) 投資的事業は、「第4次広陵町総合計画」の政策目標実現に資する事業及び「平成28年度主要事業」を主体とし、公共投資は緊急必要性のある事業に限定すること。

また、投資的事業の財源は、地方債に頼らざるを得ないことから、事業規模、事業効果等を十分検討し、後年度の財政負担の増大を極力回避すべく配慮すること。したがって、補助事業にあつては、関係機関との連絡を密にしながら積極的に最新の情報を収集し、確実な財源を把握するとともに、無用な一般財源の負担とならないよう事業内容等を検討すること。

また近年、年度内の事業の完了が見込めず、繰越する事業が増加していることから、事業実施に当たっては進捗管理を徹底し、年度末（3月31日）には、確実に竣工できるよう特に留意すること。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図ること。

## 2 歳入に関する事項

歳入予算の見積りに当たっては、自主財源の確保及び依存財源の的確な捕捉に努めること。

### (1) 町税

経済情勢の推移及び税制改正の動向を十分考慮し、確実かつ最大限の収入見込額を計上すること。税負担の公平性確保のため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

### (2) 分担金及び負担金

事業の性格、実施規模及び受益の限度額を十分検討し、確実な収入額を計

上すること。

(3) 使用料及び手数料

住民負担の公平性確保の視点と受益者負担の原則に立ち、適正料率を再検討するとともに対象件数等を的確に把握すること。また、近隣市町との較差等それを説明する資料を必ず作成すること。

(4) 国庫支出金・県支出金

国及び県の予算編成や補助制度の動向を注視し、予算額を下回ることがないよう確実な見込額を計上すること。過大な見積もりや安易な一般財源への振替を行うことのないよう留意すること。

(5) 町債

国の地方債計画等が未確定であるが、事業の適債性及び後年度の財政負担を考慮し、現行制度の交付税算入率及び充当率をよく検討のうえ、的確な見込額を計上すること。

(6) その他

新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

3 歳出に関する事項

歳出予算の見積りに当たっては、限られた財源を有効に活用するため、事業効果や住民ニーズを踏まえながら選択を行うとともに、事務事業について徹底した見直しを行い、更なる節減、合理化及び効率化に努めること。

(1) 給与費（報酬を除く）

職員の適正な配置と事務の見直しにより総人件費の抑制を図るとともに、

再任用職員、支援スタッフ等の適正な活用に取り組むこと。

(2) 賃金（支援スタッフ等）

新規・継続雇用にかかわらず必ず総務課と協議のうえ、適正な予算要求を行うこと。なお、支援スタッフの配置にあっては必要最小限に留めること。

(3) 旅費

年間出張回数等を十分精査のうえ、必要最少額を計上すること。

なお、従来に引き続き各種全国大会等への出席は、原則認めない。また、出張時は原則公用車使用とすること。〔執行時の留意点参照〕

(4) 需用費

既存経費を見直し、徹底した効率化に努めたうえで積算を行うこと。

(5) 消耗品費

物品購買基金を利用するなど節減に努め、必要最小限に留めること。

また、コピー用紙の使用量抑制に努めること。なお、インターネットを最大限に活用し、図書、追録、新聞、雑誌等は必要性を十分精査のうえ削減すること。

(6) 食糧費

食糧費取り扱い基準を踏まえ、必要最小限に留めること。〔執行時の留意点参照〕

(7) 光熱水費

平成26年11月から平成27年10月までの使用実績を考慮し、見積もること。電気代は、施設を所管する課にあっては、1年を通じて時期により契約電力量と最大電力消費量との著しい乖離がある場合は、その傾向を把握

し、契約電力の変更を適宜行うこと。地球温暖化防止、電力会社からの節電要請などの観点から、積極的な節減に努め、今後も節電対策を継続すること。

#### (8) 修繕料

施設・機器等の修繕は緊急性等を考慮し、一定額の範囲内で計画するとともに必要最少額を計上し、不要不急なものの計上は厳に慎むこと。

なお、施設の修繕は今後策定予定の「公共施設等総合管理計画」を見据え、計画性を持って見積もること。

#### (9) 委託料

安易に従前どおりの方式にとられることなく、委託業務の種類、内容、項目、数量、程度を見直すとともに、同種の委託業務の場合の統合、新規委託の場合は、事業の合理化、効率化について精査すること。

#### (10) 備品購入費

一般事務用備品及び管理用備品は原則として、破損・故障による現品の交換など、緊急やむを得ないものに限る。また、購入とリースの場合の費用比較を十分検討すること。

投資的事業ともいえる施設備品及び設備備品は、主要事業に採択されない限り原則として認めない。

なお、備品購入内訳書（別紙様式）を添付すること。

#### (11) 負担金、補助及び交付金

県内各団体で構成される協議会等の年会費、研修会等の参加負担金など、内容と必要性を十分精査すること。

町単独補助金で補助目的を達成したもの、社会情勢の変化に伴い実情に合致しなくなったものなど、効果の小さい補助金については、廃止又は縮小若しくは内容の見直しを検討すること。

また、補助要綱のないものは、認めない。

なお、各種団体補助金交付調書（別紙様式）を添付し、事業概要・決算状況等それを説明し得るよう内容を十分精査すること。

#### (12) 投資的事業費

前述の「第4次広陵町総合計画」の政策目標実現に資する事業及び「平成28年度主要事業」を優先とし、後年度の財政負担についても慎重に検討のうえ計上すること。

また、事務費が認められない補助事業については、その費目での事務費は計上しないこと。

なお、投資的事業説明書（別紙様式）を添付すること。

#### (13) 各号を通じ緊急性に欠ける経費及び予備的経費は、絶対に計上しないこと。

#### (14) 予算流用については、各科目を通じ原則として認めないので、計上漏れのないよう注意すること。万一、予算執行において大幅な予算流用の必要が生じた場合は、原則として補正予算対応となるので、必ず事前に総務課長協議を行うこと。

4 予算査定時において、要求額の根拠となる基礎数値（見積書、積上等）の確認を行うので、各担当者において準備のうえ把握しておくこと。

5 予算においては四半期配当とし、予算成立後、歳出予算執行計画書の作成を依頼するので、執行時期を事前に把握しておくこと。

なお、特別なものを除き配当変更が生じないように留意すること。

6 特別会計については、前記した事項に準じ収支の均衡を図り、繰入金の安易な増額に依存しない独立採算性を基本とすること。



7 予算要求書の入力期限

平成27年11月30日（月） 厳守

8 予算要求説明資料の提出について

(1) 提出期限 平成27年11月30日（月） 厳守

(2) 提出先 総務課（梅本主任のメールアドレスあてに文書を添付して、提出のこと）

(3) 提出書類

- ・投資的事業説明書（A4）
- ・備品購入内訳書（A4）
- ・各種団体補助金交付調書（A4）